

# 青森県報

第三千十二号

平成二十年  
十一月十七日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

道路の指定……………(建築住宅課) …… 一

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) …… 一

換地処分……………(農村整備課) …… 二

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) …… 二

### 公 営 企 業

青森県病院事業条例による駐車場使用料の収納事務の委託……………(病院管理局) …… 二

## 告 示

青森県告示第七百三十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

## 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区 間	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
五所川原市字本町四〇から五所川原市字本町三九の二まで	七・〇〇メートル	八・〇〇メートル	平成二〇・二・五
五所川原市字本町四四の六から五所川原市字本町三九の五まで	三・八〇メートル	八・一〇メートルから二・三〇メートルまで	"

一 申請のあつた年月日

平成二十年十一月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森福祉住環境生活サポートネット

三 代表者の氏名

成田 敏隆

四 主たる事務所の所在地

青森市大字三内字丸山一八三の一九

五 定款に記載された目的

この法人は、青森市を基盤として高齢者や障害者に対して住みやすい住環境と暮らしや将来の不安解消について体系的に提案し、各種の専門職と連携をとりながら適切な支援活動を行い、安心して暮らせる環境をつくることにより、広く社会福祉

の増進に寄与することを目的とする。

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、管内地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成二十年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬四三の六、四三の八から四三の一〇まで、四七の四、四七の五、五九の一、五九の一六、五九の三三から五九の五二まで、二三〇の一、二三〇の二及び二三一一	五所川原市大字広田字柳沼二二〇の一 三 有限会社 全日開発

公 営 企 業

青森県病院事業告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十年十一月十七日から平成二十一年三月三十一日までの間における青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）別表に規

定する駐車場使用料の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十年十一月十七日

青森県病院事業管理者

吉 田 茂 昭

名 称	住 所
太平ビルサービス株式会社	青森市勝田一丁目一八の七

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭